

みんなで支える森林づくり木曽地域会議開催要綱

(設置目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、木曽地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり木曽地区地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 木曽地域振興局長（以下「局長」という。）は、木曽地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や事業内容、事業実施後の成果の検証等について、地域会議において意見を聴く。

(委員)

第3 地域会議は、局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行する。

一部改正 平成24年5月18日

一部改正 平成29年4月1日

一部改正 令和元年6月14日